

## 平成23年第2回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第1号）

6月7日（火）午前1

〇時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

---

### 〇出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
10番	清水正之	議員	11番	安藤欣男	議員
12番	松本美子	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	藤野幹男	議員			

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

---

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
高橋兼次	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長

新	井	益	男	町民課長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

### ◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さんおはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成23年嵐山町議会

第2回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番 河井勝久議員

第9番 川口浩史議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報

告を申し上げます。

第2回定例会を前にして5月31日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長に、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認2件、同意1件、条例4件、予算2件の計12件ということでございます。このほか追加議案4件及び議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日7日から6月10日までの4日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については受け付け順として、6月8日に1番の長島議員から5番の清水議員、6月9日に6番の吉場議員から10番の金丸議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

以上です。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日7日から6月10日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告3件、承認2件、同意1件、条例4件、予算2件の計12件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案及び議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきまして町長あて要望を申し上げておりましたが、こ

のほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

以上で、議長より諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成23年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告3件、承認2件、同意1件、条例4件、予算2件の計12件であります。各議案の提案理由並びに説明につき

ましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。

なお、追加議案等を予定しております。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、平成 23 年2月から平成 23 年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

去る3月 11 日に発生いたしました東日本大震災では、嵐山町は震度5弱を記録いたしました。直ちに嵐山町地域防災計画に基づき初動態勢をとり、後に緊急態勢へ移行をいたしました。全町的な被害状況を確認するため、すぐ職員に町内を巡回させ、公共施設の被害状況調査、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施するとともに、区長及び自主防災会長に民間施設の被害状況を依頼し、町内から多くの被害状況が寄せられましたが、幸いにも人的被害に及ぶものではありませんでした。

その後、東京電力による計画停電が発表されると、さまざまな情報が錯綜する中で、計画停電の日程を防災無線や全戸配布により広報いたしました。町民の皆様の不安も大きく、多くの問い合わせをいただきました。

また、災害義援金の受け付けをしましたところ、多くの方々よりたくさんの義援金をお預かりし、5月末日現在 2,282 万 1,019 円を嵐山町社会福祉協議会を介しまして、日本赤十字社埼玉県支部に寄附することになっており

ます。

被災地から嵐山町に避難をされている方に、少しでも安らぎを感じていただこうと、4月4日、生き生きふれあいプラザなごみにおいて昼食会を開き、ボランティアの方々との交流を深めました。

今回の大地震では、各地区の防災会をはじめ地域の皆様のご協力をいただきまして、直ちに被害状況や安否確認を行うことができました。また、町民の皆様の被災者の方々に対する温かいご支援、ご協力、まことにありがたく、人と人とのつながりの偉大さを感じたところでもありました。

町では、これからも自主防災組織、地域の皆様との連携をとり、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会からお手元の地方自治法第122条による事務に関する説明書に沿って、何点かご報告申し上げます。

32 ページをお開きいただきます。32 ページの2、学校教育関係で、(1) 学校基本調査の結果というのがございますが、学校基本調査というのは1

年間の国、県のすべての基礎となる調査の一つが、小中学校の児童生徒数、学級数等でございます。5月1日現在、児童数は嵐山町は16名減少で、小学校の学級数については37学級で、同じです。2月議会で、菅谷小学校の新3年生が、3月末で80名で3学級だったものが、2学級になるという状況で、これは40人学級が2クラスということで心配していたのですが、4月に1名転入がありまして、27名の学級で3クラスと。改めて1という数字の重さというのを感じた次第でございます。

隣のページの33ページの上から2段、(3)業務委託関係であります。予算をお認めいただきまして、現在菅谷小学校の体育館、志賀小学校の体育館の耐震診断を行っております。この診断が終わりますと、すべて嵐山町では学校教育施設の耐震診断が完了したことになります。

そのほかに、そこにはございませんが、2点ほどご報告申し上げます。先ほど町長からありました東日本大震災による避難の関係ですが、嵐山町にも嵐山幼稚園、それから小学校、中学校に、幼児、児童生徒の受け入れを行いました。それぞれ元気に通学をいたしております。

2点目は、これも資料にはありませんが、埼玉県は去年から埼玉県の発達障害早期支援対策事業重点地域としての指定を受けさせていただいて、このたび菅谷小学校に発達障害、情緒障害対応についての通級指導教室を、おかげさまで開設することができました。教室の改修も終わりました、現在4月から通級指導教室を運営いたしております。

以上、何点かですが、説明をさせていただきました。よろしくどうぞお願い  
します。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

---

### ◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長の指名がございましたので、総務  
経済常任委員会より所管事務の調査報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。

総務経済常任委員長、吉場道雄。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

### 記

#### 1 調査事項

安心安全なまちづくりについて

## 2 調査結果

本委員会は閉会中の特定事件である「安心安全なまちづくりについて」を調査するために、4月25日並びに5月16日に委員会を開会し、調査研究を行った。

### (1)4月25日の委員会について

当日は、岩澤健康いきいき課長、青木長寿生きがい課長に出席を求め、調査研究を行った。

初めに、自殺対策について岩澤健康いきいき課長から説明を受けた。

自殺者数の現状としては、平成10年以降10年連続して全国で3万人を超えている。人口10万人当たりの自殺死亡者は、平成9年には18.8%だったが、平成10年に25.4%へと上昇し、その後も23%を下回らない高い水準で推移している。

埼玉県においても平成10年以降1,400人を超えて推移し、平成21年においては東京、大阪、神奈川に次いで全国4番目に自殺者が多かった埼玉県下で、昭和45年に自殺者が480人、同年の交通事故死亡者が845人で、交通事故死亡者が自殺者を上回っていたが、昭和49年になると自殺者639人、交通事故死亡者518人と逆転した。平成21年になると、交通事故死亡者が207人、それに対して自殺者は1,720人と、8.3倍の差がついている。平成15年までは増減率の幅が全国と埼玉では同様であったが、平成16年以降は全国が横ばいなのに対して埼玉県は増加傾向にな

っている。埼玉県の自殺対策としては「暮らしとこころの総合相談会」を実施している。

自殺を防止するためには、さまざまな悩みにより心理的に追い込まれる前に、その原因を軽減する必要があるため、埼玉県では倒産、失業、多重債務などの問題に対する生活相談と、心の健康問題に関する相談をあわせて行う包括支援相談会を実施している。

嵐山町の自殺対策については、今年度は県の10割補助で自殺防止パンフレットの戸別配布を行い、また早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーの人材養成のために、講演会や研修会などの開催も実施できればと考えている。

自殺をしてしまった人の8割から9割がその前に何らかのサインをだれかに伝えていると言われている。周囲の人がそのサインに気づき、適切な対処がとれれば、自殺は防ぐことができると考えられる。全国的には、24時間対応の命の相談がある。

引き続き、高齢者虐待の安全見守りについて、青木長寿生きがい課長から説明を受けた。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年4月1日に施行され、この法律では家族などの養護者及び要介護施設従事者等による以下に記載されたような行為を位置づけている。ア、身体的虐待、イ、介護放棄、ウ、心理的虐待、エ、性的虐待、オ、経済的虐待。

これまでの嵐山町の取り組みは、平成 18 年度に地域包括センターを設置し、また平成 19 年度には高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置した。平成 22 年度に委員会の一部を見直し、高齢者の見守りを新たに位置づけた。この委員会に協力事業者として水道工事店組合、介護事業所、新聞販売店、配食サービス業者を新たに加え、高齢者の見守りを行っている。見守り虐待防止ネットワークは 12 人で構成している。副町長、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、区長会、医師、小川警察署、消防署嵐山分署、嵐山郵便局、協力事業所(4事業者)である。

町の現状は、20 年から 22 年度の3年間の通報件数は、20 年度8件、21 年度7件、22 年度7件であった。そのうち虐待と判断したものは、それぞれ4～5件であった。

また、平成 19 年度に高齢者見守り事業を開始し、対象者は介護保険等の福祉サービスを利用されている方を除き 65 歳以上のひとり暮らしで、継続をした見守りの必要な方及び 70 歳以上の高齢者世帯で、継続した見守りの必要な方としている。平成 23 年3月現在では、見守り対象者は 79 名であり、平成 22 年度の実施延べ人数は 1,562 人であった。

以上の説明を受け、質疑に移った。

主なものとして、

(問)平成 23 年度自殺対策用パンフレットの配布はいつごろになるのか、またゲートキーパーを養成するために講演を行うとあったが、年何回行い、

何回出席したら人材養成できるのか。

(答)パンフレットは夏ごろまでに配布をしたい。講演、研修の開催については、区長や民生委員などの地域を見ていただいている方に受けていただきたいが、未定である。養成の回数はわからない。

(問)埼玉県暮らしの相談会があるが、会場が大宮で、病気の人は遠くて1人では行けない。どのようにつなげるのか。

(答)電話も可能だが、1回は行くようになる。その後は、近くの司法書士の方が相談に応じてくれる。

## (2)5月16日の委員会について

当日は、中嶋地域支援課長、小輪瀬主査に出席を求め説明を受け、質疑、意見交換を行った。

3月11日の東日本大震災は、地震としては想定外で未曾有の大規模な災害でした。これを踏まえ、防災について調査研究をした。

### (1)嵐山町の被害状況(4月5日現在)

住宅屋根破損197件、住宅破損39件、住宅その他破損47件、物置等破損28件、その他28件、計339件。屋根破損については、3月13日に県からブルーシートを配付し、対応。

### (2)災害時における飲料水の確保対策

現在、町には3カ所の給水施設があり、そのうち2カ所(第2、第3配水場)に緊急遮断弁を設置しており、災害時には緊急遮断弁が作動し、配水場の

タンク内飲料水が確保される。

(3)耐震改修などのリフォーム補助制度について

簡易耐震診断補助に対する助成制度については、平成 21 年度より嵐山町木造住宅耐震診断補助金交付要綱で診断助成を行い、また平成 22 年度より嵐山町木造住宅耐震改修補助金交付要綱で改修助成を行っている。

・耐震診断補助金、補助率2分の1、限度額3万円

・耐震改修補助金、補助率3分の1、限度額 20 万円

(4)嵐山町への避難者数、避難状況(5月 13 日現在)

町民の方から無償で提供されたアパートに避難されている方、6世帯、30 名、親戚等の個人宅に避難されている方、11 世帯、30 名、国立女性会館へ避難されている方、5世帯 11 名、計 22 世帯、71 名。

(5)町内の被災家屋に対する見舞金などの考え方及び近隣市町村の対応

比企郡内では、川島町、鳩山町及び吉見町の3町が被災家屋の家庭へ見舞金を給付。嵐山町では、嵐山町災害見舞金支給に関する規程に基づき対応しているが、該当するものはない。

以上のような説明を受け、質疑に移った。

主なものとして、

(問)避難者に対する支援は。

(答)それぞれの被災地である県、市町村で行う。町は依頼に応じて仮設住宅、義援金配分の申請、東京電力への補助金の申請など、情報提供を行っている。

(問)町の防災計画の見直しは。

(答)国、県も今回の大震災により抜本的な計画の見直しがあり、国、県の動向を見て町も計画の見直しをする。

(問)嵐山町内の被害が一定地域に比較的多く見られたが。

(答)建物の建っている方向と揺れる方向、地盤の関係などあると思うが、調査していない。

以上報告し、中間報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の委員会報告を行います。既に皆様のお手元に報告書が配付されておりますので、

朗読をもって報告にいたします。

平成 23 年6月7日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。

文教厚生常任委員長、渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 調査事項

(1)地球温暖化対策について

(2)文教厚生に関係する公共施設とそれに係る人的配置について

### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件の調査事項を調査するため、3月 24 日、4月 15 日、5月 11 日並びに5月 24 日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)地球温暖化対策について

ア、3月 24 日の委員会について

簾藤環境課長の出席のもと、(仮称)嵐山町地球温暖化対策推進条例案の説明文の策定を行い、4月 24 日の町民との意見交換会の資料、ホームページの掲載準備を行った。

イ、4月 15 日の委員会について

文教厚生委員会主催の協議会を開催し、岩澤町長、高橋副町長及び関

係各課より1名参加のもと、気候ネットワーク東京事務所長の平田仁子さんを参考人として招致し、「気候変動問題を考える～世界・国の動向から～」というテーマの講演会を開催した。

今、ちょっとパワーポイントが出ますので。これが全員協議会と町関係の方の意見交換の場です。

次お願いします。こんな感じでやっていました。

次は、スライドです。

次に、ウ、4月24日の意見交換会について

地球温暖化対策についての町民との意見交換を開催した。気候ネットワークの平田仁子さんと環境自治体会議政策研究所副所長の増原直樹さんに基調講演をお願いし、その後条例(案)を委員長より説明し、意見交換を行った。参加者は22名だった。

これは、最初のところです。

次、お願いします。これは平田仁子さんによる説明です。

次、お願いします。これは増原直樹さんによる説明です。

次、お願いします。これは今、委員長の私が説明しているところです。

次、お願いします。これで皆さんそれぞれ4名の方から質疑があつて、その質疑応答をして2時間を終了しました。

エ、5月11日の委員会について

4月4日から5月6日までの条例(案)に対するパブリックコメント22件に

についての検討を行い、条例(案)を見直した。「パブリックコメントについての議会の考え方」の文案は、次回検討することとした。また、パブリックコメント後見直しをした条例(案)について、例規審査会に検討を依頼することにした。

パブリックコメントとあわせて公募した条例名の応募は、6件であった。その6件の名称を検討した結果、全員一致で「緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」に決定した。

オ、5月24日の委員会について

例規審査会より「緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」案についての25件の指摘について検討し、条例(案)を最終検討し、条例(案)を完成した。

簾藤環境農政課長より、機構改革及び職員の異動により、日程的に平成24年10月までに「嵐山町ストップ温暖化地域推進計画」を策定するのは難しいとの報告を受け、策定は、平成24年度末までに策定することにした。また、「パブリックコメントについての議会の考え方」の文案を検討し、町ホームページ上に掲載することと決定した。

「緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」(案)は、委員会提案として本定例議会に議案上程することを決定した。

議案上程の順序としては、「嵐山町環境基本条例」(案)、「緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」(案)、「特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」(案)となる。

以上、閉会中の特定事件「地球温暖化対策について」は、6月定例議会への条例(案)の委員会提案をもって最終報告とします。

## (2) 文教厚生に係る公共施設とそれに係る人的配置について

5月24日、委員会を開催し、内田こども課長並びに小林学校給食センター所長に民間委託後の学校給食についての説明を求め、委員会からの質疑を含め、下記のとおり報告する。

ア、4月からの計画停電については、結果として停電はなかったため実施はされなかったが、計画停電によって運搬、調理、こどもの給食時間、洗浄、次の日の準備に影響が出てくるため、細やかな打ち合わせを行った。計画停電の時間帯によって朝7時からの調理開始や夕方4時からの洗浄、消毒等と時間調整、運搬時間の調整を行った。献立については、主食がめんの場合、おかず、汁が調理できないこともあり、主食はめんを外し、パン、ご飯にして献立を作成している。

### イ、民間委託後の給食センターの稼働について

委託先の東京ワックス株式会社は、7名(うち男性2名)を正社員として雇用している。前年度非常勤職員であった9名は、全員パート職員として雇用され、学校給食センターにおいて継続して業務に従事している。前記(1)の計画停電の場合の早朝、夜間の業務が可能ということで、計画停電の対

応についての連携した準備が行われている。4月当初は食器数の間違いなどあったが、現在ではミスもなく、学校給食センターでの業務は談笑などもあり、和やかな職場として稼働している。

以上報告し、中間報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

### ◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の報告を行います。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成 23 年6月7日

嵐山町議会議長、藤野幹男様。

議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査報告を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 調査事項

議会活性化に向けた調査・検討について。

### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化に向けた調査・検討について」を調査するため、4月13日、5月6日並びに5月13日に委員会を開催し、調査・研究を行った。

#### (1)4月13日の委員会について

当日は、2月15日から3月15日まで募集したパブリックコメントの結果について審議した。パブリックコメントは、2名から11件の項目が寄せられた。最初に、前文の「即ち住民が」を「即ち主権者としての住民が」に改めるについて審議した。憲法の理念に「主権在民」がうたわれており、十分反映できる。また、地方自治法の本旨は住民自治であり、主権者の住民が入るのは当然などの意見が出されたため、意見の一致とはならなかった。採決の結果、原文のまま6人、反映させる5人。よって、原文のままいたしました。

次に、第2条第5項「町民の意見を的確に把握し」を「町民の意見を尊重し」にするについて審議した。議員は、議会活動を通じて住民の個別意識を総合して、町や村としての意思を形成する任務を持っており、議会には過半数議決の原則があり、議会の意思決定ができるとして、原文のままとした。

次に、第3条第4項「議会の品位及び秩序を保つように努力すること」は削除する。特に「品位」の定義があいまいについて審議した。地方自治法第132条に「品位の保持」がうたわれており、原文のままとした。

次に、第6条第1項「議会は、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない」を「町民が議会活動に参加する機会を設けるものとする」について審議した。議会は、既に請願者等に出席していただき、趣旨説明、質疑にも対応している。また、必ずしも設けなければならないわけでもないなどの意見が出され、意見の一致とはならなかった。採決の結果、原文のまま、8人、設ける、2人、設けるものとする、ゼロ人、棄権、1人となりました。したがって、原文のままとした。

次に、第6条第3項「公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するように努めるものとする」を「公聴会制度及び参考人制度を活用し、それらを通して得られる知見などを議会の審議に反映させるものとする」について審議した。反映させるかどうかは、議会が判断するもので「させる」では必ず反映させることになってしまう。反映させることは議会が知見を見直し、検討することで、「させる」にするべきなどの意見が出され、意見の一

致とはならなかった。採決の結果、原文のまま、8人、反映させる、1人、棄権、2人となり、原文のままとした。

次に、第6条第4項「町民の意見を的確に把握する」を「町民の意見を把握する」「的確」の基準に問題があるについて審議した。公開の原則に基づき、議会、委員会を原則公開としている。また、ホームページには議事録等を公開しており、本条例でも意見交換会、議会報告会の実施を明記しており、原文のままとした。

#### (2) 5月6日の委員会

前回に引き続き、パブリックコメントについて審議した。最初に第11条第1号「条例の制定、改変または廃止に関する事並びに町民の将来に関する重要案件を」を入れるについて審議した。「条例の制定、改変または廃止に関する事」は、地方自治法第96条に規定しており、加筆しないことにした。また、「重要案件」については何が重要案件なのか、だれが判断するのかが難しいこと。具体的に表記すればよいことなどの意見が出され、意見の一致とはならなかった。採決の結果、原文のまま6人、見直し5人となり、原文のままとした。

次に、第16条第1項「議会により」は削除するについて審議した。しかし、結論には至らず、次回審議することとした。

#### (3) 5月13日の委員会

前回に引き続き、第16条第1項について審議した。議決が必要となる調

査研究機関の設置が間に合わなくなり、機敏な活動ができない。また、機関の設置は大事なことであり、議決は当然必要となることなどの意見が出されたが、審議の結果、原案どおりとした。

なお、第17条第2項に「議会及び委員会は、議会活動及び調査研究のため、議決及び表決により専門的知見を活用することができる」を追加することで決定した。

次に、第16条第2項「第2項は削除する」について審議した。議員が調査機関に加わることは、必要であると認めるときであって、必ず加わることでないとのことで、原文のままとした。

次に、第23条「議長は議会議員政治倫理条例に基づく審査請求が提起されるときには速やかにこれに対処し、同条例の規定による以外の事由をもって同請求を拒否してはならない」を加えるについて審議した。指摘の事項は、議会議員政治倫理条例の問題であり、加筆しないことで決定した。

次に、全体的な意見が出ており、指摘については真摯に受けとめることで合意した。

以上、パブリックコメントについての審議の後、議長交際費及び会議規則について審議した。議長交際費については「嵐山町議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱」を制定し、本年4月にさかのぼって公表することとした。また、「嵐山町議会会議規則の一部改正」を6月定例議会に上程することとした。

以上報告し、中間報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて参会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前10時45分)